

みなとリサイクル清掃事務所

庁有車の事故の概要について

1 発生日時

平成31年1月15日（火） 午後3時5分頃

2 発生場所

港区港南三丁目1番18号付近（都道日本橋芝浦大森線）

3 事故車両

みなとリサイクル清掃事務所の庁有車（自家用小型乗用自動車）

4 相手方車両

東京都交通局が所有する路線用バス（事業用普通乗合自動車）

5 事故の状況

みなとリサイクル清掃事務所の庁有車（職員5名乗車）が、片側三車線の都道日本橋芝浦大森線（海岸通り）の中央車線から左車線に車線変更中、左車線の「港南三丁目」の停留所から発進してきた都営バスに追突された人身及び物損事故です。事故原因は、庁有車の運転者の左後方確認が十分ではなかったことです。

6 損害状況

相手方については、運転手と乗客（2名）に怪我はありませんでした。車両は、前方右側（フロントパネル、右前車幅灯、右前ウインカーランプ、バンパー等）を損傷しました。

区については、運転者を除く職員4名が打撲や捻挫等、全治約1週間程度の怪我を負いました。車両は、左後部（リアガラス、左後ウインドガラス、左後ウインカーランプ、左後テールランプ、バックドア、左後フェンダー等）を損傷しました。

7 損害賠償額等

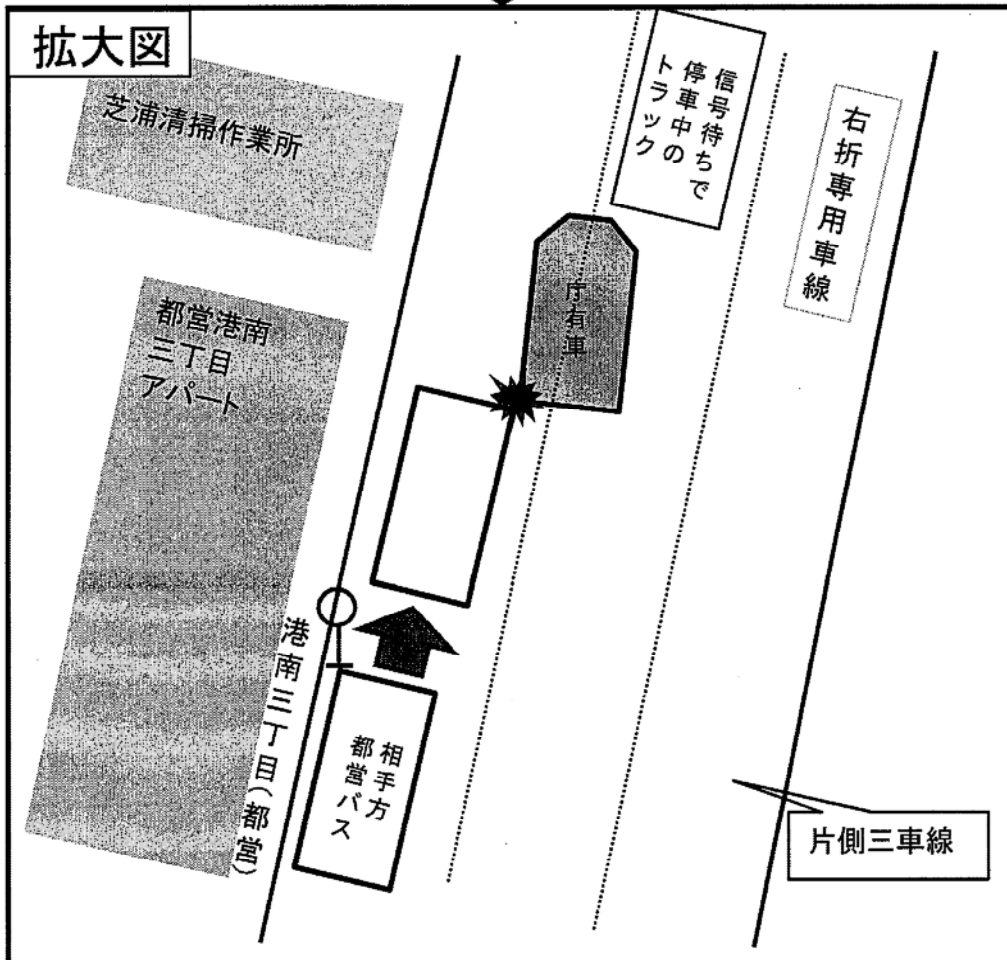
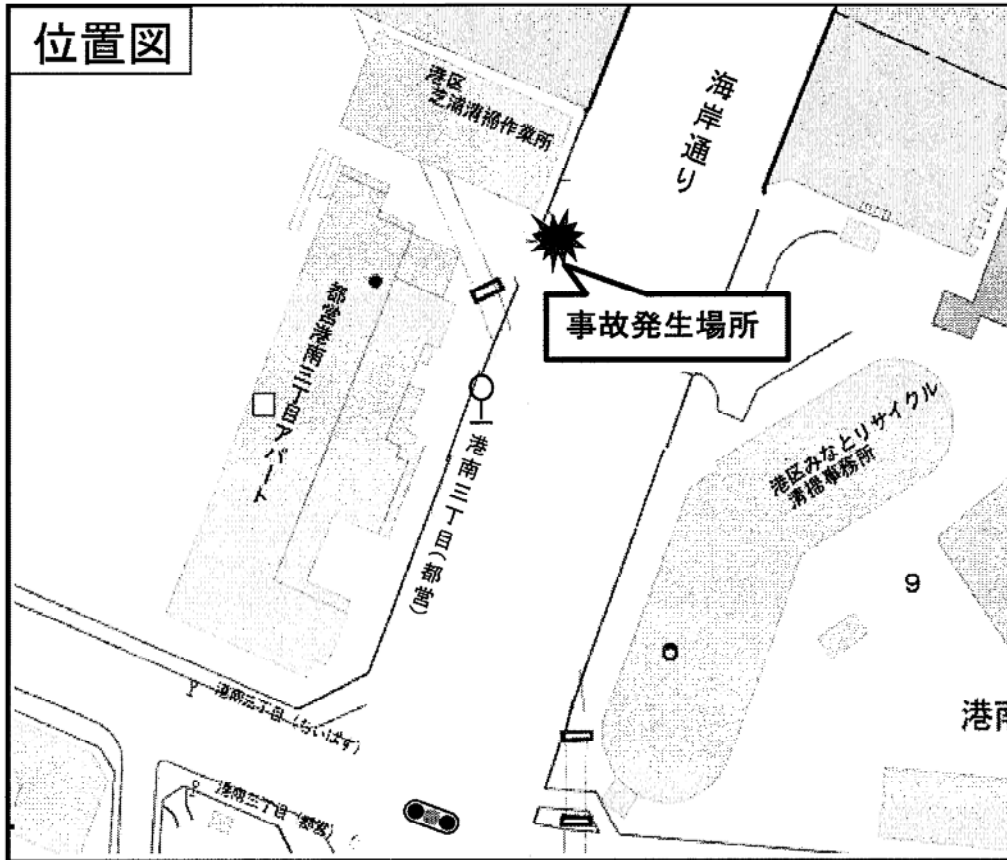
示談交渉中

8 事故再発防止等の対応

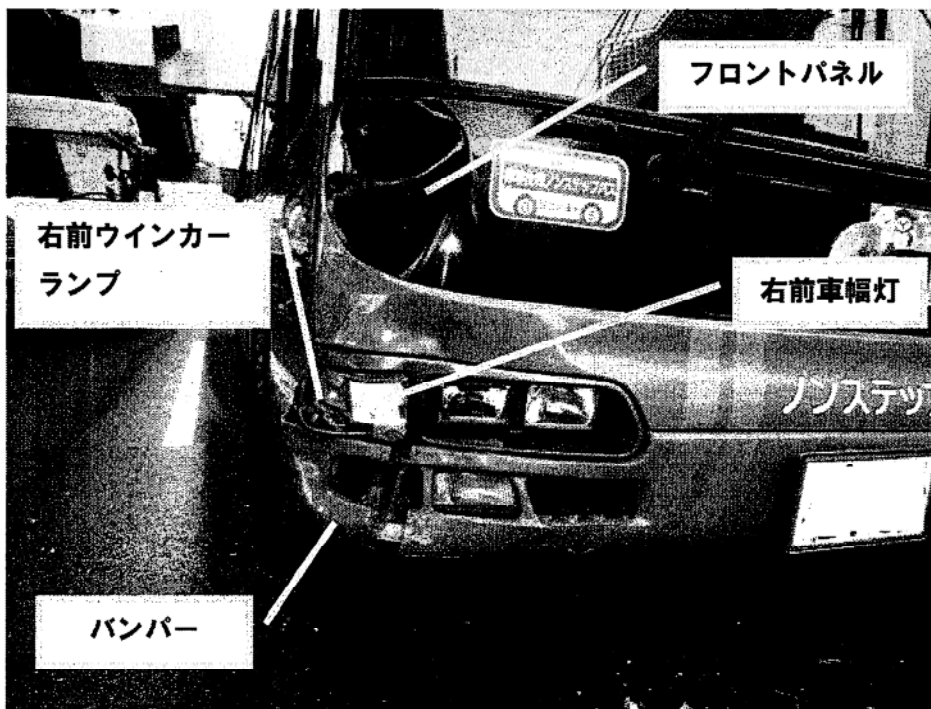
事故の再発防止を図るため、事故当日、運転していた職員に対し、車線変更時の手順を確実に行うよう厳重に注意・指導しました。

1月16日（水）には、全職員に対して事故の概要を伝え、再発防止の徹底を指示しました。

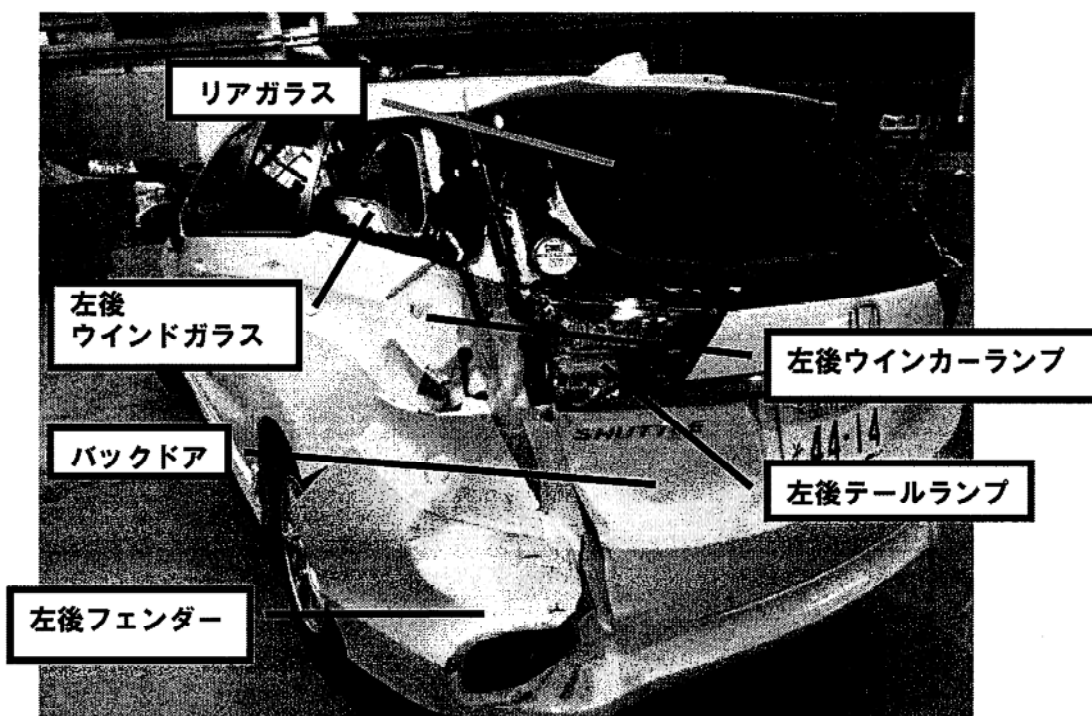
さらに、1月17日（木）に自動車運転職種及び登録運転者配置所属に対し、事故概要を情報提供し、再発防止に向けた注意喚起を行いました。



相手方：都営バスの主な損傷状況



区：庁有車の主な損傷状況



なお、いずれの車両も他の損傷箇所について確認中です。